

未定稿

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業

Q & A

注：本Q&Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和7年4月30日版

農林水産省畜産局畜産振興課

目次

1 事業の目的・内容

- 問1 本事業が措置された目的や背景を教えてください。・・・ 1
- 問2 長命連産性の能力の高い乳用牛とはどのような乳用牛ですか。・・・ 1
- 問3 本事業に参加することでどのような効果が得られますか。・・・ 1

2 事業スキーム

- 問4 本事業の事務的な流れを教えてください。また、事業実施主体はどこですか。・・・ 1

3 事業計画

- 問5 長命連産性等向上計画とは具体的にどのようなものですか。また、長命連産性等向上精液等と特別長命連産性等向上精液等の回数どのように計画すれば良いですか。・・・ 2
- 問6 長命連産性等向上計画の令和7年1月1日時点の経産牛頭数の記載欄は、取組主体管内の酪農家が飼養している全ての経産牛頭数を記載する必要がありますか。・・・ 2
- 問7 事業に参加する際に、牛群長命連産性等向上計画と一緒に「飼養衛生管理の取組確認書」を提出するのはどうしてですか。・・・ 2
- 問8 「飼養衛生管理の取組確認書」はどのような内容ですか。また、飼養している全ての乳用牛が対象なのでしょうか。・・・ 3

4 対象精液

(種類等)

- 問9 事業の対象となる精液等とはどのような種雄牛由来のものですか。・・・ 3
- 問10 NTPなどの能力が高い種雄牛由来の精液等を人工授精したいと考えていますが、交配を希望する種雄牛がリストに掲載されていません。種雄牛のリストの掲載の考え方を教えてください。・・・ 3
- NEW 問11 利用した精液等の略号が種雄牛リストに掲載されているものと僅かに異なっていますが(Xがついている等)、対象となりますか。・・・ 4
- 問12 事業対象となる精液等の由来となる種雄牛の評価時期についてお教えてください。また、事業の対象となる精液等はNTP上位40位以内であることが要件となっていますが、例えば令和6年8月評価においてNTP上位40位以内であった種雄牛が、令和7年2月評価で41位以下になった場合、当該種雄牛由来の精液等は対象とならないのですか。・・・ 4
- NEW 問13 昨年度奨励金の対象であった精液等が種雄牛リストにないですが、対象ではないのですか。・・・ 4
- 問14 種雄牛リストが随時更新されるということは、奨励金の単価が変動する可能性があるということですか。奨励金単価はどのように考えたらよいですか。・・・ 5
- 問15 性選別精液や後代検定事業で配布された精液も対象となりますか。・・・ 5

- 問 16 輸入精液（ヤングサイアを含む）は本事業の対象になりますか。その場合の奨励金額も教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 問 17 ジャージー種、ホルスタイン種（RED）等の品種の種雄牛由来の精液も対象となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 問 18 農家購入の精液を利用した場合も本事業の対象となりますか。また、過年度に購入した精液でも対象となりますか。それとも事業用に新たに精液等を購入しないとイケないのですか。・・・・・・・・・・・・ 5
- 問 19 受精卵生産用に使用した精液も補助対象となるのですか。・・・・・・ 6

(回数)

- 問 20 事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数について、1農家当たりの上限はありますか。・・・・・・・・・・・・ 6
- 問 21 事業の対象は乳用牛1頭当たりの人工授精等の回数が上限2回となっていますが、事業期間内に行った人工授精等回数のことですか。上限回数が3回から2回に減少したのはどうしてですか。・・・・・・・・・・・・ 6
- 問 22 事業の対象は乳用牛1頭当たりの人工授精等の回数が上限2回とのことですが、奨励金単価が6千円の精液等の利用回数と単価が9千円の精液等の利用回数の合計が2回まででしょうか。それとも、単価が6千円と単価9千円の精液等の利用回数がそれぞれ2回まで（最大4回まで）ということでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 問 23 乳用牛の発情が確認された夕方に対象精液等を利用して1回人工授精等を行い、翌朝も対象精液等を利用してもう1回人工授精等を行いました。この場合、2回分の奨励金の交付を受けることはできますか。 7
- 問 24 本事業の対象精液等を利用したものの、受胎しなかったため、その後、肉用牛の精液又は受精卵を利用した場合、対象精液等の利用に対して奨励金は交付されますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(費用)

- 問 25 本事業は精液料金、技術料金等のかかった経費を助成する補助事業ですか、それとも対象精液等を利用する度に奨励金が交付される奨励金事業でしょうか。また、証拠書類となる授精証明書の発行費用は事業対象となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

5 交配対象牛

- 問 26 授精・移植する雌牛の月齢に制限はありますか。未經産牛でも対象となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 問 27 事業実施期間中に長命連産性等向上精液等を授精・移植した雌牛が死亡してしまった場合、当該雌牛に使用した精液等に対して奨励金は交付されますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 問 28 事業に参加するに当たり、飼養している乳用雌牛の血統登録や牛群検定の参加は必要ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 問 29 「乳用牛を利用して乳用種後継牛の生産を行う」とありますが、交配する対象の雌牛は、ホルスタイン種（RED）、ジャージー種、ブラウ

- ンスイス種、交雑種（クロスブリーディングにより生産された乳用牛）でもよいですか。．．．．． 8
- 問 30 外部預託した雌牛へ人工授精等を行った場合の精液に対して、奨励金は交付されますか。．．．．． 8

6 成果目標

- 問 31 成果目標では、長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛頭数の割合が 80%以上とすることとなっていますが、80%の考え方を教えてください。．．．．． 9
- 問 32 事業終了後に、対象の長命連産性等向上等精液等を利用して生産した乳用後継牛の供用期間や経営コスト削減効果について報告をする必要はありますか。．．．．． 9
- 問 33 長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛の頭数割合が 80%以上となる成果目標について、取組主体はどのように達成状況を確認すればよいのでしょうか。．．．．． 9
- 問 34 長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛の頭数割合が 80%以上となる成果目標は、取組主体が達成する必要がありますが、当該成果目標が達成されなかった場合、奨励金は交付されないのでしょうか。．．．．． 10

7 事務手続き

(証拠書類)

- 問 35 奨励金の交付を受けるために必要な証拠書類はどのようなものでしょうか。．．．．． 10
- 問 36 受胎までに 2 回の授精を要した場合、2 回分の授精証明書が必要という理解で良いですか。．．．．． 10
- 問 37 開業授精所や自家受精を行っている酪農経営体は本事業の奨励金の交付を受けることはできますか。また、人工授精師ではない農家が自ら飼養している乳用牛に人工授精等を行った場合は、どのような証拠書類を保存すればよいのでしょうか。．．．．． 10
- 問 38 実績報告ではどのような書類を提出することになりますか。．．．．． 11

(奨励金交付)

- 問 39 利用した精液等に対し、後から奨励金がまとめて交付されるのですか。また、概算払請求はできますか。．．．．． 11
- 問 40 本事業の奨励金は、取組主体を通じて最終的に酪農経営体に交付されるのでしょうか。また、酪農経営体に奨励金を交付する場合、取組主体から直接酪農経営体に支払わなければならないのでしょうか。．． 11

8 その他

- 問 41 生乳生産をしていない酪農家（育成農家）は対象となるのですか。．． 11
- 問 42 事業実施期間中に新規就農した酪農経営体等は、本事業に参加できますか。．．．．． 12

- 問 43 取組主体が本事業を推進するに当たって必要となる賃金等は補助対象
となりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 問 44 事業実施年度中又は事業実施期間終了後に、事業に参加した酪農経営
体が廃業した場合、補助金返還となるのでしょうか。・・・・・・・・ 12
- NEW 問 45 農林水産省では、令和7年度から全国的な生乳需給安定のための取組
への拠出をしていること等を要件とする生乳需給安定クロスコンプラ
イアンスを導入すると聞きました。令和7年度の乳用牛長命連産性等
向上緊急支援事業はこの「クロスコンプライアンス」の対象になりま
すか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1 事業の目的・内容

問1 本事業が措置された目的や背景を教えてください。

近年、国際情勢や円安の影響による配合飼料の資材価格の高騰等により、酪農経営は厳しい状況に置かれているところです。

こうした状況の中、将来に向け、酪農生産基盤を確保していくためには、輸入依存度の高い配合飼料を多給する乳量偏重の構造から、長命連産性に重きを置いた牛群構成へ転換していくことにより、酪農経営の効率化を図っていくことが急務となっています。

このため、酪農経営における後継牛の確保にあたり、長命連産性の能力の高い乳用種雄牛由来の精液又は受精卵の利用を支援し、乳用牛の育成・導入に係る費用や飼料等の生産コストの低減を図り、持続的な酪農経営への移行を促すことを目的として、令和6年度補正予算で本事業を措置しました。

問2 長命連産性の能力の高い乳用牛とはどのような乳用牛ですか。

長命連産性とは、より多くの子牛を産み、より長い期間にわたって生乳生産する能力のことであり、長命連産性の能力の高い乳用牛とは、

- ① 繁殖性が高く、空胎期間が短い
- ② 乳房炎等の生乳生産に影響を与える疾病に罹患しにくく、乳中の体細胞数が低い
- ③ 肢蹄が強健

などの特徴があり、生産寿命（耐用年数）が長い乳用牛のことです。

問3 本事業に参加することでどのような効果が得られますか。

長命連産性に優れた牛群構成に転換することにより、搾乳牛の供用期間が延長し、毎年の更新に必要な後継牛頭数を削減することができます。

後継牛頭数の削減により、

- ① 後継牛の導入・育成（飼料費等）にかかる費用の低減
- ② GHG（温室効果ガス）の排出量削減

等、経営的にも地球環境的にも良い効果が得られることが期待されます。

2 事業スキーム

問4 本事業の事務的な流れを教えてください。また、事業実施主体はどこですか。

本事業は、事業実施主体が自ら又は取組主体を通じて、長命連産性能力の高い精液等（以下、「長命連産性等向上精液等」という。）を利用する酪農経営体等に対し奨励金を交付する事業です。

事業実施主体は全国的に事業を推進できる民間団体として、一般社団法人中央酪農会議に決定しました。

取組主体は、酪農経営体等の乳用後継牛の生産に係る計画や実績を取りまとめて事業実施主体に提出し、事業実施主体は取組主体からの申請・報告を取りまとめの上、国へ申請・報告します。

3 事業計画

問5 長命連産性等向上計画とは具体的にどのようなものですか。また、長命連産性等向上精液等と特別長命連産性等向上精液等の利用回数はどのように計画すれば良いですか。

長命連産性等向上計画（乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）別記様式第3号）とは、酪農経営体等が策定する牛群長命連産性等向上計画（実施要領別記様式第2号）を取りまとめて、取組主体が作成する計画であり、取組主体の概要、長命連産性等向上精液等の利用回数や奨励金額、成果目標について記載したものです。

長命連産性等精液等と特別長命連産性等精液等の利用回数の内訳については、各酪農経営体等の後継牛生産に係る計画をもとに、利用見込みを記載ください。

なお、本事業は乳用後継牛の増頭を目的とした事業ではありませんので、計画的な乳用後継牛生産に努めていただくようお願いいたします。

問6 長命連産性等向上計画の令和7年1月1日時点の経産牛頭数の記載欄には、取組主体管内の全ての酪農家が飼養している経産牛頭数を記載する必要がありますか。

取組主体管内の酪農家が飼養している全ての経産牛頭数ではなく、取組主体管内の酪農家のうち、本事業に参加する予定の酪農家が令和7年1月1日時点で飼養している全ての経産牛頭数を記載してください。

令和7年1月1日時点で本事業参加予定の酪農家が飼養している全ての経産牛頭数を記載していただく理由は、長命連産性等向上精液等の利用に係る計画の妥当性を確認させていただくためですので、必ず記載をお願いします。

なお、令和7年1月1日時点の経産牛頭数は、計画の妥当性を確認するために記載いただくこととしたものであり、未經産牛の頭数は含みません。酪農経営では、計画的に乳用牛の更新を行う必要があります。廃用にする乳用牛頭数は未經産牛頭数の概ね半分と考えられます。このため、長命連産性等向上計画においては、未經産牛を含めず、経産牛の頭数のみを記載してください。

問7 事業に参加する際に、牛群長命連産性等向上計画と一緒に「飼養衛生管理の取組確認書」を提出するのはどうしてですか。

本事業は、長命連産性の高い牛群への転換を図るため、乳用後継牛の確保にあたり、長命連産性等向上精液等の利用を支援する事業です。

一方、乳用牛の長命連産性を向上させるためには、計画的に本事業による長命連産性等向上精液等を利用することに加え、細菌性乳房炎の抑制や定期的な削蹄の励行等、適切な飼養衛生管理が重要です。

そこで、本事業に参加する場合、酪農経営体等の皆さんに、

① 長命連産性等向上精液等の利用計画を示す牛群長命連産性等向上計画の策定に加え、

② 飼養衛生管理の取組確認書の提出

をお願いすることとしているところです。

この「飼養衛生管理の取組確認書」に必要事項を入力の上、牛群長命連産性等向上計画に添付して取組主体へ提出をお願いします。

問8 「飼養衛生管理の取組確認書」はどのような内容ですか。また、飼養している全ての乳用牛が対象なのでしょうか。

「飼養衛生管理の取組確認書」は、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1063号）から、乳用牛の長命連産性を高める基本的な事項を整理し、本事業に参加する酪農経営体等の皆さんに適切な飼養衛生管理を促す内容となっています。

本取組確認書は、長命連産性等向上精液等を利用する乳用牛及び生産された乳用後継牛に対して適切な飼養衛生管理を促すものですが、その他の飼養する乳用牛についても、同様に適切な飼養衛生管理を実践していただくことが肝要だと考えております。

4 対象精液 (種類等)

問9 事業の対象となる精液等とはどのような種雄牛由来のものですか。

本事業の対象となる精液等については、国内又は海外の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種の種雄牛から採取され、かつ次のいずれかに該当するものが対象となります。

- ① (独)家畜改良センター等が公表した「乳用牛種雄牛評価成績」等に掲載された又は公表した評価成績を有する種雄牛であって、総合指数(以下、「NTP」という。)上位40位以内相当の遺伝的能力を有したことがある国産種雄牛(ヤングサイア含む)及び海外種雄牛(ヤングサイア含む)由来のものが奨励金6,000円、
 - ② 長命連産効果上位10位以内相当かつ、NTP上位40位以内相当の遺伝的能力を有したことがある国産種雄牛(ヤングサイアを含む)由来のものが奨励金9,000円、
- です。

なお、奨励金の対象精液等の由来となる種雄牛のリストについては、令和7年2月の評価を踏まえ、HPに掲載しています。(独)家畜改良センター等では国内種雄牛は半年ごと(2月及び8月)、海外種雄牛は4か月ごと(4月、8月及び12月)に「乳用種雄牛評価成績」等を公表しています。

これらの公表を踏まえて、随時種雄牛のリストを更新する予定ですが、事業のとりまとめ作業に一定の期間が必要となることを踏まえ、令和7年度について、種雄牛リストの評価対象期間は、令和7年8月公表分及び2025年度後代検定前期分の遺伝的能力評価までとする予定です。加えて、輸入実績等を踏まえて略号について情報更新を行うこととし、令和7年10月中旬に最終更新をする予定です。

問10 NTPなどの能力の高い種雄牛由来の精液等を人工授精したいと考えていますが、交配を希望する種雄牛がリストに掲載されていません。種雄牛のリストの掲載の考え方を教えてください。

本事業の対象となる精液等については、問9で示した要件に合致していることが前提です。

なお、(独)家畜改良センターによる評価成績を有する乳用種雄牛の公表基準として、

- ① 国内種雄牛については、国内評価値について一定の記録を有する娘牛が10牛群15頭以上存在していること
- ② 海外種雄牛については、国際評価値について泌乳形質の信頼度が75%以上で、か

つ体型形質の信頼度が60%以上であること
が条件となっていますので、交配を希望される種雄牛が、これらの公表基準を満たしていないため、リストに掲載されていないと考えられます。

また、令和7年度事業では、令和6年8月以降の評価成績に基づき、要件に合致した種雄牛をリストに掲載しています。令和6年度事業のリストとは内容が異なりますのでご注意ください。

問 11 利用した精液等の略号が種雄牛リストに掲載されているものと僅かに異なっていますが、対象となりますか。

種雄牛リストには(独)家畜改良センターの協力の下、一般供用・販売している略号を掲載していますが、特に海外産精液については、人工授精所の販売戦略等の関係で一部、情報の更新が間に合わない場合があります。また、性選別精液については、略号の冒頭に「50」の数字や末尾に「X」の文字が付されることが多いようですが、種雄牛リストの略号には反映されていない場合もあります。

農林水産省では、海外産精液の輸入実績等を踏まえて、国内で一般供用・販売されている精液の略号を反映できるよう努めておりますが、もし種雄牛リストに掲載されていない略号であった場合は、国際IDが合致しているか否かをご確認いただき、合致している場合は対象精液と置き換えて考えてください。

問 12 事業対象となる精液等の由来となる種雄牛の評価時期について教えてください。

また、事業の対象となる精液等はNTP上位40位以内であることが要件となっていますが、例えば令和6年8月評価においてNTP上位40位以内であった種雄牛が、令和7年2月評価で41位以下になった場合、当該種雄牛由来の精液等は対象とならないのですか。

(独)家畜改良センター等が令和6年8月評価以降に公表した種雄牛の評価成績が対象となります。

また、令和6年8月以降に公表された評価成績において、一度でも問9の要件を満たした種雄牛由来の精液等であれば本事業の対象となります。令和6年度事業のリストとは内容が異なりますのでご注意ください。

問 13 種雄牛のリストが随時更新されるということは、奨励金の単価が変動する可能性があるということですか。奨励金単価はどのように考えたらよいですか。

種雄牛の評価成績は、娘牛の泌乳成績等の蓄積により、定期的に更新されています。このため、本事業では、令和6年8月評価以降の評価成績を基に、一度でも問9において示した要件を満たしている精液等に対して奨励金を交付することにしました。

具体的には、

- ① 一度でも、単価9千円/回の要件に合致すれば、事業実施期間中に評価成績が下がった場合であっても単価9千円/回の奨励金
- ② 同様に、一度でも、単価6千円/回の要件に合致すれば、事業実施期間中に評価成績が下がった場合であっても、単価6千円/回の奨励金の対象となります。
- ③ 加えて、例えば令和7年2月評価において、単価6千円/回の要件を満たしている精液等を、同年4月に人工授精し、その後同年8月評価において、単価9千円/

回の要件を満たした場合は、当該精液等は、単価 9 千円／回の奨励金の対象となります。

事業の実績報告書を提出する際には、最新版の種雄牛のリストを基に、奨励金単価が 6 千円又は 9 千円のどちらであるかを確認の上、奨励金額を算出してください。なお、事業のとりまとめ作業に一定の期間が必要となることを踏まえ、令和 7 年度について、種雄牛リストの評価対象期間は令和 7 年 8 月公表分及び 2025 年度後代検定期分の遺伝的能力評価までとする予定です。加えて、輸入実績等を踏まえて略号について情報更新を行うこととし、令和 7 年 10 月中旬に最終更新をする予定です。

問 14 昨年度奨励金の対象であった精液等が種雄牛リストにいないのですが、対象ではないのですか。

乳用牛の能力は日々改良されており、一定の期間ごとに基準を更新する必要があることから、令和 7 年度乳用牛長命連産等向上緊急支援事業においては、令和 6 年 8 月評価以降に公表した種雄牛の評価成績を対象としています。

令和 6 年度において奨励金の対象となっていた種雄牛であっても令和 7 年度は対象とならない場合があるため、令和 7 年度用の種雄牛リストにて対象となっているかを必ずご確認ください。

問 15 性選別精液や後代検定事業で配布された精液も対象となりますか。

いずれも、本事業の要件を満たした種雄牛由来の精液等であれば対象となります。奨励金額については、問 9 と同様となります。

問 16 輸入精液（ヤングサイアを含む）は本事業の対象になりますか。その場合の奨励金額も教えてください。

(独) 家畜改良センターが令和 6 年 8 月以降に公表した評価成績を有するものであって、NTP 上位 40 位以内相当の遺伝的能力を有したことがある種雄牛由来のものであれば、輸入精液（ヤングサイアを含む）も本事業の対象となり、奨励金は 6,000 円です。

問 17 ジャージー種、ホルスタイン種（RED）等の品種の種雄牛由来の精液も対象となりますか。

事業の対象となる精液等は、国内又は海外の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種由来のもののみです。このため、ジャージー種などのホルスタイン種以外の品種の種雄牛由来の精液等は、本事業の対象とはなりません。

ホルスタイン種（RED）については、事業の要件の通り、(独) 家畜改良センター等が公表した「乳用牛種雄牛評価成績」等において、事業の要件を満たしていれば本事業の対象となります。

問 18 農家購入の精液を利用した場合も本事業の対象となりますか。また、過年度に購入した精液でも対象となりますか。それとも事業用に新たに精液等を購入しないとけないのですか。

農家購入の精液等及び過年度に購入した精液等についても、事業の要件を満たしていれば対象となります。このため、必ずしも本事業のために新しく精液等を購入する必要はありません。

本事業の対象精液となるかについては、HP に掲載している奨励金の対象精液等の由来となる種雄牛のリストをご確認ください。

問 19 受精卵生産用に使用した精液も補助対象となるのですか。

本事業は、酪農経営体等が自ら所有している又は今後、搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛を利用して、乳用種後継牛の生産を行う際に、長命連産性等向上精液等の利用に対して奨励金を交付するものです。このため、単に受精卵を生産するために使用する精液については本事業の対象とはなりません。

なお、事業の要件を満たした精液により生産された受精卵を乳用種後継牛の生産のために移植した場合、当該受精卵は本事業の対象となります。

(回数)

問 20 事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数について、1 農家当たりの上限はありますか。

1 農家当たりの上限頭数はありません。

しかしながら、本事業は増頭を奨励する事業ではなく、自らの飼養している雌牛の牛群を転換するための事業です。このため、各酪農経営体において、令和 7 年 1 月 1 日時点で飼養している全ての経産牛頭数や乳用後継牛生産のために利用予定の乳用牛頭数を踏まえて、長命連産性等向上精液等を利用する予定の乳用牛が適切な頭数となるよう牛群長命連産性等向上計画を策定してください。

問 21 事業の対象は乳用牛 1 頭当たりの人工授精等の回数が上限 2 回となっていますが、事業期間内に行った人工授精等回数のことですか。上限回数が 3 回から 2 回に減少したのはどうしてですか。

近年、乳用牛の受胎率は約 45% であり、人工授精等を 2 回行うことで 7 割の乳用牛が受胎すると考えられることから、本事業では、事業期間内に行った人工授精等の 2 回までを奨励金の対象とすることにしています。

一方、乳用牛の長命連産性を向上させ、能力を最大限発揮させるためには、適切な飼養管理が重要となります。そのため、事業に参加する酪農経営体等の皆様には適切な飼養衛生管理を行う取組確認書をご提出することとしています。

また、令和 7 年度事業においては、適切な飼養管理の普及啓発を行うこととしており、これらの取組により受胎率の向上が期待されることから、1 頭当たりの人工授精等の上限回数を 3 回から 2 回に変更しました。受胎率向上と生産コストの低減等に向け、引き続き適切な飼養管理をお願いします。

問 22 事業の対象は乳用牛 1 頭当たりの人工授精等の回数が上限 2 回までとのことですが、奨励金単価が 6 千円の精液等の利用回数と、単価が 9 千円の精液等の利用回数の合計が 2 回までということでしょうか。それとも、単価 6 千円と単価 9 千円の精液等の利用回数がそれぞれ 2 回まで（最大 4 回まで）ということでしょうか。

近年、乳用牛の受胎率は約 45% であり、人工授精等を 2 回行うことで 7 割の乳用牛が受胎すると考えられます。

このため、奨励金単価によらず、奨励金単価が 6 千円の精液等の利用回数と、単価が 9 千円の精液等の利用回数の合計で考え、乳用牛 1 頭当たりの人工授精等の合計の

回数を上限2回までとしています。

問 23 乳用牛の発情が確認された夕方に対象精液等を利用して1回人工授精等を行い、翌朝も対象精液等を利用してもう1回人工授精等を行いました。この場合、2回分の奨励金の交付を受けることはできますか。

一般的に、1回の発情につき利用する精液等の適正量は1回の人工授精等で十分であるため、過剰に人工授精等を行った精液等は、本事業の奨励金の対象とすることはできません。

なお、一般的な乳用牛の発情周期は21日、専門家によれば発情周期が不安定な若齢牛（未経産牛）であった場合でも、17～18日であると知見があることから、人工授精等を複数回行った場合は、それぞれ適切な間隔が空いている人工授精等を奨励金の対象とすることとします。

問 24 本事業の対象精液等を利用したものの、受胎しなかったため、その後、肉用牛の精液又は受精卵を利用した場合、対象精液等の利用に対して奨励金は交付されますか。

1回でも本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用していれば、奨励金の対象とすることは可能です。その後の受胎の有無や肉用牛精液等の利用、長命連産性等向上精液等以外の乳用種の精液等の利用についての要件はありません。

また、1回でも本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用していれば、成果目標の「乳用後継牛生産のために長命連産性等向上精液等による人工授精を行った乳用牛頭数」に含めることができます。成果目標の考え方については、[問 31](#)をご確認ください。

（費用）

問 25 本事業は精液料金、技術料金等のかかった経費を助成する補助事業ですか、それとも対象精液等を利用する度に奨励金が交付される奨励金事業でしょうか。また、証拠書類となる授精証明書の発行費用は事業対象となりますか。

本事業は、長命連産性等向上精液等を利用することに対して奨励金を交付する事業であることから、実際に人工授精等にかかった経費（精液料金、技術料金等）に関係なく、奨励金が交付されます。

このため、授精証明書の発行費用等、関係する経費に対する補助はありません。また、授精証明書以外にも証拠書類として取扱うことができる書類がありますので、詳しくは[問 35](#)をご確認ください。

5 交配対象牛

問 26 授精・移植する雌牛の月齢に制限はありますか。未経産牛でも対象となりますか。

本事業は、長命連産性に重きを置いた乳用種後継牛の生産を行う際に、長命連産性等向上精液等の利用に対して奨励金を交付するものです。このため、本事業の対象となる種雄牛の精液等に対し具体的な要件を設けています。

一方、人工授精等を行う乳用雌牛の月齢に制限は設けておらず、未経産牛も対象となります。なお、「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」（令和5年7月26日付け5畜産第1063号）において、「特に未経産牛は、出産時の母子の健康やより良いア

ニマルウェルフェアを確保するために十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。」としており、「日本飼養標準（乳牛）2017版」における初産種付けの開始基準等を参考にしながら適切な飼養管理に努めてください。

問 27 事業実施期間中に長命連産性等向上精液等を授精・移植した雌牛が死亡してしまった場合、当該雌牛に使用した精液等に対して奨励金は交付されますか。

取組主体が事業対象としている期間中に長命連産性等向上精液等を使用した雌牛が疾病や事故等のやむを得ない事情で死亡した場合（その結果、やむを得ず廃用と畜した場合も含む）、獣医師による死亡診断書等による証明ができる場合に限り当該雌牛に使用した精液等に対して奨励金を交付することとします。

なお、一般的に酪農経営では、計画的に乳用牛の更新を行われておりますが、取組主体が事業対象としている期間中に、計画的に更新のために廃用に仕向ける予定の雌牛に長命連産性等向上精液等を使用した場合は、奨励金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

問 28 事業に参加するに当たり、飼養している乳用雌牛の血統登録や牛群検定の参加は必要ですか。

事業参加に当たって、飼養している乳用雌牛について、血統登録や牛群検定への参加は要件にしていません。しかしながら、血統登録は自らの牛群の改良に必要な情報を整備することを可能とする取組であり、牛群検定は繁殖管理や飼養管理などに効果的な取組ですので、各酪農経営体の判断で、取り組んでいただくことを推奨します。

問 29 「乳用牛を利用して乳用種後継牛の生産を行う」とありますが、交配する対象の雌牛は、ホルスタイン種（RED）、ジャージー種、ブラウンスイス種、交雑種（クロスブリーディングにより生産された乳用牛）でもよいですか。

本事業は、乳用雌牛に長命連産性等向上精液等による人工授精等を行うことにより、乳用種後継牛の生産を行う酪農経営体等に対して奨励金を交付する事業です。このため、本事業の対象となる種雄牛の精液等に対し具体的な要件を設けています。一方、人工授精等を行う乳用雌牛の品種は制限しておりませんが、事業の成果が得られるような人工授精等の計画を策定してください。

問 30 外部預託した雌牛へ人工授精等を行った場合の精液に対して、奨励金は交付されますか。

本事業は、長命連産性の高い精液等を利用することに対して奨励金を交付するものです。

このため、原則として、人工授精等を行った飼養者が奨励金の交付を受けることとなりますが、「搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛を利用して、乳用種後継牛の生産を行う」酪農経営体等を事業の参加要件としていますので、育成牛が確実に自分の農場に戻ってくる契約になっていれば奨励金の交付を受けることも可能です。

奨励金の交付に当たっては、人工授精等を行った乳用牛の個体識別番号や精液等の情報を報告する必要があり、また、預託契約において人工授精に要する経費を誰が、

どのように負担することになっているのかも関係しますので、1頭の乳用牛について酪農経営体と預託先農場が重複して実績報告を行わないよう、酪農経営体と預託先農場との間でよく相談の上、対応を検討してください。

6 成果目標

問 31 成果目標では、長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛頭数の割合が 80%以上とすることとなっておりますが、80%の考え方を教えてください。

和牛精液の人工授精や和牛受精卵の移植のみを行った乳用牛を除き、乳用後継牛生産のために人工授精等を行った乳用牛のうち、本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用した頭数の割合を 80%以上とすることを成果目標としています。

また、本成果目標は取組主体が達成する目標であり、取組主体内の事業参加酪農経営体等の実績の合計で算出することとなりますので、取組主体内で和牛や交雑種の生産のみに供した乳用牛や事業に参加しない酪農経営体等が飼養している乳用牛は成果目標に係る実績に含まれません。

なお、事業実施期間内に 1頭の乳用牛に対して複数回の人工授精等を行った場合は、1回でも本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用していれば、「乳用後継牛生産のために長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛頭数」に含めることができます。

1回でも本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用していれば、奨励金の対象とすることは可能であり、その後の受胎の有無や肉用牛精液等の利用、長命連産性等向上精液等以外の乳用種の精液等の利用についての要件はありません。

問 32 事業終了後に、対象の長命連産性等向上等精液等を利用して生産した乳用後継牛の供用期間や経営コスト削減効果について報告をする必要はありますか。

本事業の対象となる長命連産性等向上等精液等を利用して生産された乳用後継牛の供用期間や経営コスト削減効果等についての報告は、本事業の要件とはしておりません。しかしながら、本事業を活用し、生産された乳用後継牛の能力が十分発揮されるよう、適切な飼養管理等に努めてください。

問 33 長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛の頭数割合が 80%以上となる成果目標について、取組主体はどのように達成状況を確認すればよいのでしょうか。

本事業の実績報告書において、長命連産性等向上精液等を利用した乳用牛の個体識別番号、当該乳用牛に人工授精等を行った回数、利用した長命連産性等向上精液等の人工授精等に関する情報（精液/受精卵の別、人工授精等の実施日、精液/受精卵情報として種雄牛の名号、登録番号及び奨励金額等）を整理する必要がありますので、これらの情報を基に、達成状況を確認してください。

成果目標の確認に当たり、和牛精液の人工授精や和牛受精卵の移植のみを行った乳用牛や、長命連産性等向上精液等以外の乳用種の精液等を利用した乳用牛の交配状況については、繁殖台帳や野帳などによって確認してください。

また、実績報告書の様式、提出期限等に当たっては、事業実施主体の定める事業実施要領をご確認ください。

問 34 長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛の頭数割合が80%以上となる成果目標は、取組主体が達成する必要がありますが、当該成果目標が達成されなかった場合、奨励金は交付されないのでしょうか。

本事業の成果目標は、乳用後継牛の生産に、長命連産性等向上精液等の利用を促進する観点で設定しています。

成果目標が達成されなかった場合には、達成できなかった理由を確認させていただきますが、本事業の対象精液を利用して生産された乳用後継牛については、長命連産性の高い牛群への転換に資すると考えられることから、奨励金の交付対象とさせていただきます。引き続き、適切な飼養管理に取り組んでいただき、長命連産性の向上に努めてください。

7 事務手続き (証拠書類)

問 35 奨励金の交付を受けるために必要な証拠書類はどのようなもののでしょうか。

奨励金の交付を受けるためには、以下の証拠書類が必要です。

- ①授精証明書又は受精卵移植証明書の写し
- ②精液証明書又は受精卵証明書の写し

なお、第3者が発行した以下のA～Eの情報を全て含むもので、NOSAI等が管理している人工授精簿や家畜人工授精師が整備している台帳等の書類により①及び②の代用とすることが可能です。ただし、事業の実績確認を求められた場合には、①及び②の証拠書類又は家畜人工授精簿の記載事項と情報の突合ができるようにして下さい。

- A 人工授精等をした乳用牛の個体識別番号
- B 精液／受精卵の別
- C 人工授精等の実施日
- D 種雄牛の情報（名号等）
- E 授精者氏名

問 36 受胎までに2回の授精を要した場合、2回分の授精証明書が必要という理解で良いですか。

事業実施期間中に、本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用して2回人工授精等を行い、2回分の奨励金を申請する場合は、当該人工授精等に係る2回分の授精証明書等の証拠書類が必要となります。

問 37 自家授精を行っている酪農経営体は本事業の奨励金の交付を受けることはできますか。また、人工授精師ではない農家が自ら飼養している乳用牛に人工授精等を行った場合は、どのような証拠書類を保存すれば良いのでしょうか。

自家授精を行っている酪農経営体も本事業の奨励金の交付を受けることは可能です。

なお、自家授精を行う場合は、家畜人工授精簿等を保存してください。具体的には、以下の書類が該当します。

- ①精液証明書又は受精卵証明書の写し
- ②家畜人工授精簿等の授精台帳（必須項目は、人工授精等をした乳用牛の個体識別番号、精液／受精卵の別、人工授精等の実施日、精液又は受精卵証明書番号、種

雄牛の情報（名号等）、授精者氏名）

問 38 農家からの実績報告ではどのような書類を提出することになりますか。

達成状況報告書において、長命連産性等向上精液等を利用した乳用牛の個体識別番号、当該乳用牛に人工授精等を行った回数、利用した長命連産性等向上精液等の人工授精等に関する情報（精液/受精卵の別、人工授精等の実施日、精液/受精卵情報として種雄牛の名号、登録番号及び奨励金額等）を整理する必要がありますので、これらの情報を基に、実績報告してください。

また、実績報告書の様式、提出については、事業実施主体の定める規程をご確認ください。

（奨励金交付）

問 39 利用した精液等に対し、後から奨励金がまとめて交付されるのですか。また、概算払請求はできますか。

奨励金は、本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の利用実績に応じて交付されます。実績については、人工授精等を行った乳用牛の個体識別番号や精液等の情報を報告する必要がありますので、関係書類を整備しておく必要があります。

なお、事業実施期間中に、その時点の実績に基づいて概算払請求を行うことも可能ですが、概算払いの時期等については事業実施主体とご相談ください。

問 40 本事業の奨励金は、取組主体を通じて最終的に酪農経営体に交付されるものでしょうか。また、酪農経営体に奨励金を交付する場合、取組主体から直接酪農経営体に支払わなければならないのでしょうか。

本事業の奨励金は、取組主体を通じて最終的に酪農経営体に交付されるものです。また、本事業では、事業の円滑な推進を図るため、取組主体による会議の開催、現地調査、推進指導等に要する経費についても補助対象としておりますので、これらの事業の一部を他の者に委託することも可能です。ただし、委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できることとなっておりますので、ご注意ください。

このため、必要かつ合理的・効果的であれば、酪農経営体への奨励金交付業務を他の者に委託することも可能ですので、必ずしも取組主体から酪農経営体へ直接、奨励金を交付しなければならないというわけではありません。

事業の一部を他の者に委託する場合については、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（令和5年11月29日付け5畜産第1741号農林水産省局長通知）第10及び事業実施主体が定める事業実施要領をご確認ください。

8 その他

問 41 生乳生産をしていない酪農家（育成農家）は対象となるのですか。

酪農経営体における後継牛生産だけでなく、乳用種の初妊牛を供給する育成農家も、長命連産性の能力の高い後継牛の生産・供給に資することから、本事業の対象となる長命連産性等向上精液等を利用していれば、奨励金を交付することは可能です。

本事業に参加する育成農家が牛群長命連産性等向上計画を策定する場合、「令和7年1月1日時点の経産牛頭数」の欄には、計画の妥当性を確認するための参考として、令和7年1月1日時点の全乳用牛頭数を記載してください。

問 42 事業実施期間中に新規就農した酪農経営体等は、本事業に参加できますか。

新規就農した酪農経営体等においても、乳用後継牛の確保にあたり、長命連産性等向上精液等を利用する取組を支援することは可能です。事業実施期間中に新規就農した方が牛群長命連産性等向上計画を策定する場合、「令和7年1月1日時点の経産牛頭数」の欄には、計画の妥当性を確認するための参考として、事業参加時点の経産牛頭数を記載してください。

また、事業実施期間中に新規就農者が参加したことにより、交付等要綱別表2に定める重要な変更（総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増等）が生じた場合は、取組主体は、長命連産性等向上計画を速やかに修正し、事業実施主体に修正した計画を提出し、その承認を受ける必要があります。

問 43 取組主体が本事業を推進するに当たって必要となる賃金等は補助対象となりますか。

取組主体による長命連産性等向上計画の取りまとめ及び策定に要する経費については、補助対象としております。本事業を行うために雇ったアルバイト賃金については、本事業で雇用したことが明らかな雇用通知書、事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備する必要があります。なお、実際に補助対象となる経費の内容については、事業実施主体とご相談ください。

問 44 事業実施年度中又は事業実施期間終了後に、事業に参加した酪農経営体等が廃業した場合、補助金返還となるのでしょうか。

本事業は、長命連産性の高い牛群への転換を図るため、乳用後継牛の確保にあたり、長命連産性等向上精液等の利用を支援する事業です。このため、計画的な乳用後継牛の確保を促す観点から、事業に参加する酪農経営体等の皆さんに対し、牛群長命連産性等向上計画を策定いただくこととしています。

一方、やむを得ず、事業実施年度中又は事業実施期間終了後に廃業することになった場合、当該酪農経営体等に補助金返還が求められる訳ではありませんが、本事業の対象精液を利用して生産された乳用後継牛や妊娠牛を、他の酪農経営体等に売却するなど、長命連産性の高い牛群への転換に繋げていただくようお願いいたします。

問 45 農林水産省では、令和7年度から全国的な生乳需給安定のための取組への拠出をしていること等を要件とする生乳需給安定クロスコンプライアンスを導入すると聞きました。令和7年度の乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業はこの「クロスコンプライアンス」の対象になりますか。

農林水産省では、主要な酪農関係の補助事業の交付を受ける際に、全国的な需給安定への拠出をしていること等を要件とする「クロスコンプライアンス」を令和7年度から段階的に導入することとしています。

令和7年度の乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業については、既に要綱・要領が定められており、本クロスコンプライアンスに係る規定は含まれていないため、クロスコンプライアンスの導入は行う予定はありません。

本事業について、今後の予算措置は確定していませんが、令和7年1月時点で措置されている事業の中から、将来的にクロスコンプライアンスの対象となる補助事業と

して例示されているところです。今後の導入に係るスケジュールや具体的な要件については、農林水産省内 HP の「生乳需給安定クロスコンプライアンスの導入に係るパンフレット」をご覧ください、詳細についてはパンフレット内の QR コードをご確認ください。

- パンフレット「生乳需給安定クロスコンプライアンス導入のご案内」
<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/attach/pdf/kurokon-2.pdf>
- 農林水産省畜産局牛乳乳製品課の特設ページ
<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>